

復興と支援のあり方

○ 復興の主役は被災者・地元の組織

- ・ 発災直後は、泥やガレキの撤去、家屋や河川、海岸の片付け、避難所における炊き出し等において、被災地域外からの支援者も活躍。
- ・ 昨今は、仮設住宅における更なるコミュニティづくり支援や心のケア、復興まちづくりへの参画・協力等のニーズに対応し、地元のNPO等の団体と中間支援組織が連携した長期に及ぶきめ細かな活動と、地域の行政との密接な連携が求められる。

○ 復興庁による復興への取組

- ・ 別紙参照

○ JCNに期待すること

- ・ 全国からの支援者と地元の担い手との連携を円滑にするための橋渡し

（ ネットワークづくりの支援 情報共有の場づくり
 好事例・活動情報等の情報収集・提供 等 ）

復興の現状と取組

1 復旧の現状

- 1-1 主なインフラの復旧の現状
- 1-2 被災地域の産業の現状

2 復興に向けた主な課題

- 2-1 住宅再建及び高台移転
- 2-2 がれき処理の状況
- 2-3 雇用の確保
- 2-4 被災者の孤立防止と心のケア
- 2-5 原発事故避難者の帰還支援
- 2-6 被災地域における復興計画の策定状況

況

3 復興に向けた取組

- 3-1 復興特区制度
- 3-2 復興交付金
- 3-3 福島復興に向けた取組

平成24年3月19日



1-1 主なインフラの復旧の現状



○災害査定の進捗率は9割以上で、本格的な復旧に着手。

各省庁関連施設の災害復旧実施状況

1. 公共土木施設等(河川・道路・港湾等)

- 現在の査定状況: 約19,400箇所(1月末現在)
査定の進捗率: 約99%
- H23年度の実施計画承認済額等: 約4,704億円(1月末現在)

2. 農地・農業用施設・漁港施設等

- 現在の査定状況: 計14,730箇所(1月末現在)
査定の進捗率: 約99%
- H23年度の実施計画承認済額等: 約1,659億円(1月末現在)

3. 学校教育施設(国立学校法人、公立学校、私立学校等)

- 現在の査定状況: 計2,967校(2月3日現在)
査定の進捗率: 99.9%
- H23年度の実施計画承認済額等: 1,493億円(1月末現在)

4. 医療施設等(病院など)

- 現在の査定状況: 計426箇所(2月24日現在)
査定の進捗率: 100%
- H23年度の実施計画承認済額等: 64億円(1月末現在)

5. 水道施設

- 現在の査定状況: 計226件(2月24日現在)
査定の進捗率: 約94%
- H23年度の実施計画承認済額等: 168億円(1月末現在)

※原発被災地域や復興計画等の関係等において未申請は除く。
※査定状況等については、今後変動する可能性がある。

海岸堤防の復旧事例

■仙台湾南部海岸におけるH23年度着手箇所: 7工区

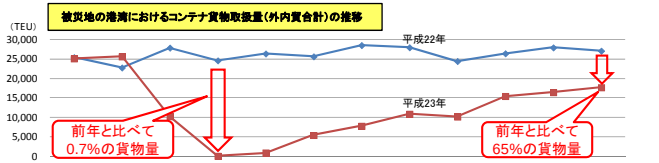
- 仙台空港等、地域の復旧・復興に不可欠な施設が背後にある区間は、概ねH24年度末を目途に完了することを目指す。
- その他の区間においても、概ね5年での完了を目指す。



港湾施設の復旧事例 (利用可能岸壁及びコンテナ貨物取扱量の推移)



○利用可能岸壁は、3/14時点で、**約7割(275/373岸壁)**(暫定利用可能含む)



○コンテナ貨物取扱量は、昨年12月の時点で、対前年比**約7割まで回復**。1-

1-2 産業復旧の状況

- グループ補助金については、水産加工業、製造業、小売流通業、観光業等、地域の復興のリード役となり得る中小企業等グループ: 172グループ(2721者)の復旧を支援。
- (独)中小企業基盤整備機構による仮設店舗・工場等の整備事業については、復興商店街、仮設住宅併設の仮設店舗、仮設工場群、水産加工事務所等に利用されているところ。

グループ補助金の実績 (3月9日現在)

	国費+県費	グループ数	企業数
青森県	86億円	10グループ	208者
岩手県	437億円	30グループ	295者
宮城県	1,164億円	61グループ	1,055者
福島県	283億円	58グループ	636者
茨城県	81億円	12グループ	478者
千葉県	14億円	1グループ	49者
合計	2,064億円	172グループ	2,721者

仮設店舗・工場等の整備実績 (3月9日現在)

	要望箇所数	延べ床面積	基本契約締結箇所数
青森県	18	7,311m ²	18
岩手県	329	115,453m ²	220
宮城県	139	62,024m ²	95
福島県	46	32,112m ²	38
茨城県	1	180m ²	1
長野県	1	244m ²	1
合計	534	217,324m ²	373

復旧事例

高徳海産(石巻市)

昨年11月下旬、工場再開。



太平洋セメント(大船渡市)

昨年11月、セメント製造再開。大船渡市及び陸前高田市のガレキ等の処理も実施。



いわき四倉中核工業団地(いわき市)

72社分の仮設工場等が建設されており、昨年12月、40店舗が同商店街で営業再開。



福幸きりり商店街(大槌町)

昨年12月、40店舗が同商店街で営業再開。



-2-

1-2 被災地域の産業の現状② (水産業)

- 被災3県の主要漁港における1月の水揚げ数量・金額は、前年同月比で約7割となっている。
- 被災した319漁港のうち、ほぼ全ての漁港(310漁港)で一部でも水産物の陸揚げが可能。
- 一日も早い水産業の復旧・復興に向け、今後も切れ目のない支援を継続。

項目	被害状況	進捗状況(%)						今後の取組
		0	20	40	60	80	100	
水揚げ	岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の水揚げの前年同月比(24年1月)	水揚げ量71% (1万1千トン)						[岩手県] 久慈、宮古、釜石、大船渡 [宮城県] 気仙沼、女川、石巻、塩釜 [福島県] 小名浜(県外で漁獲) 今後、漁業の再開に伴い、順次水揚げが回復する見込み。
		水揚げ金額66% (22億円)						
漁船	約2万9千隻の漁船が被災	63% (7,527隻が復旧)						25年度末までに少なくとも1万2千隻の復旧を目指す。
加工流通施設	被災3県で被害があった水産加工施設(831施設)	50%(被災3県) (417施設が業務再開)						被災3県の水産加工施設について、23年度末までに操業再開を希望する施設の概ね5割の復旧を目標。 岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設すべてが23年度中に再開見込み。
	被災3県で被害があった産地市場(34施設)	65%(被災3県) (22施設が業務再開)						
漁港	319漁港が被災	97% (310漁港で一部でも水産物の陸揚げ可能)						拠点となる漁港については、25年度末まで(一部被害の甚大な漁港やその他の漁港については27年度末まで)に復旧の目標。

カツオの水揚げ(気仙沼漁港)



栈橋の嵩上げ(気仙沼漁港)



-3-

2-1 住宅再建及び高台移転

- 市町村が策定する復興計画は、2月末時点で約9割の市町村が完成。
- 市町村の復興計画策定後は、個別事業(土地区画整理事業、防災集団移転促進事業等)の事業計画策定、事業実施が課題。
- 今後、市町村において地域住民との調整を円滑に進めていくことが最大の課題であるが、国としても、復興交付金による支援、まちづくりの専門職員派遣を始めとする市町村のマンパワーに対する支援を行う。

(1) 復興交付金による支援

- ・計画策定支援費の配分等を含む復興交付金の早期執行等の支援を行う。第1回目配分を、3月2日に実施(交付可能額の事業費は全体で約3,053億円)。主なものは次のとおり。
- 防災集団移転促進事業
 - ー早期事業着手が見込まれるもの(事業費込):12市町村、54地区、約5,200戸、約437億円
(注)24年度第1四半期までに事業着手するもの。事業完了は早い地区で25年度を予定
 - ーその他(調査費):15市町村、約79億円
- 災害公営住宅整備事業:32市町村、約1,356億円
(注)上記のうち24年度までに着工、25年度完成を予定するもの約5,500戸
- ・3月末の第2回提出に向け、復興庁・復興局の職員が被災地の市町村等を訪問し、計画策定支援を実施中

(2) 市町村のマンパワーに対する支援

- ①土地区画整理事業及び防災集団移転促進事業の実施に向け、各都道府県・政令指定都市の協力を得て、専門職員を派遣。
- ②全国市長会・全国町村会との協力を得て、平成24年度も被災市町村へ職員を派遣。

-4-

2-2 災害廃棄物(がれき)処理の状況

- 平成26年3月末までに災害廃棄物の処理を終えることが目標。
- 災害廃棄物の処理・リサイクルが本格化する一方、被災地の処理能力が不足。
- 被災地において既存施設を最大限活用するほか、仮設焼却炉を設置しているが、公共事業等による活用や、県外の既設の焼却炉や処分場を活用した広域処理が必要。

(1) 災害廃棄物処理の現状

【3月12日現在】	推計量(A)	撤去済み量(B)	撤去率(B/A)	処理・処分量(C)	処理・処分割合(C/A)
災害廃棄物全体	22,528千t	16,674千t	74%(96%※) ※建物解体により発生するものを除く	1,508千t	6.7%

○被災地における仮設焼却炉の設置計画

- ・岩手県 2基(合計の最大年間処理量 7万トン(既稼働 2基 7万トン))
- ・宮城県 23基(" 128万トン(" 3基 17万トン))

(2) 広域処理の必要性和現状

○災害廃棄物発生量

- ・岩手県: 476万トン(通常の一般廃棄物量の約11年分)
- ・宮城県: 1,569万トン(" 約19年分)

○広域処理希望量

57万トン
344万トン(※)

※石巻ブロック、亶理名取ブロック、東部ブロックの希望量。残りの気仙沼ブロックは検討中。

→ 既に東京都、山形県及び青森県において受入れ。

→ 秋田県、静岡県島田市ほか数自治体が受入れを表明。



(仙台市設置仮設焼却炉)

(3) 取組の現状

- ・広域処理と再生利用に関する閣僚会合を開催。
- ・放射能汚染を心配する声にこたえるため、安全性を広報。
- ・環境省職員の派遣や、測定・説明会・施設の減価償却などの財政措置により受入表明自治体を支援。

-5-

2-3 雇用の確保

- 被災3県の雇用情勢は、依然として厳しい状況
- 今後は、産業政策と一体となった雇用創出やミスマッチ（職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況）の解消により、被災3県の被災者の就職支援を推進。

（1）被災3県の雇用情勢

- ・ 震災により被災地の雇用情勢は悪化し、依然として有効求職者数が有効求人数を上回っているが、新規に限ると需給状況は改善してきており、就職件数も前年に比べて増加
（※1月の有効求人数 約11.1万人、有効求職者数 14.3万人／新規求人数 約4.6万人、新規求職者数 約2.9万人）
- ・ 沿岸部では、地元主要産業で女性の求職者に比べ求人不足、逆に建設業の求人は増加しているが未経験者が就職困難など、ミスマッチが大きい。
- ・ 失業給付を受けている人数が前年の約2倍になっている中、給付が終了する方が1月中旬から順次発生。
（※1月の雇用保険受給者実人員 約6.3万人。前年同期比103.8%増。）

（2）政府の取組

- ・ 震災後は、被災者の雇用の継続や、雇用創出基金なども活用し、復旧事業を通じた雇用創出などを推進。
（※ 基金事業により、被災3県で2万9千人超の雇用機会を創出。）
- ・ 今後は、地域経済の再生復興のための産業政策と一体となって、本格的な安定雇用の創出に向け、雇用創出基金などを活用した雇用支援を推進。
（※ 被災地の本格的な雇用復興を図る「雇用復興推進事業」のための基金：約1510億円）
- ・ 雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援や職業訓練を実施。

-6-

2-4 被災者の孤立防止と心のケア

- 被災者の多くが、避難所から仮設住宅等に移行。コミュニティの弱体化や、孤立化が問題。
- このため、①見守り活動、②心のケア、③生きがいづくり等を行う。
- 福島原子力災害地域を始め、子どもたちの心のケアの状況等について、早急に調査に着手。

（1）孤立防止の主な取組

- ① 「介護等のサポート拠点」を被災3県で合計103箇所設置し（予定含む）、仮設住宅における高齢者等の総合相談、居宅サービス、地域交流などを実施。
※ **地域支え合い体制づくり事業**（平成23年度1次補正予算70億円、3次補正予算90億円）
- ② 高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持ち続けることができるよう、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携、ボランティア等による孤立防止のための見守り活動等を実施。
※ **地域コミュニティ復興支援事業**（平成23年度1次補正予算70億円、3次補正予算90億円）

（2）心のケアの主な取組

- ① 岩手・宮城・福島各県に「心のケアセンター」を設置するなど、専門職による訪問支援等を実施。
- ② 心血管疾患やPTSD等に関する長期間追跡調査を実施。
（石巻市雄勝・牡鹿地区の調査結果では睡眠障害は42.5%、不安や抗うつ症状は16.6%と高率。（昨年6～8月調査実施））
- ③ 子どもの心の健康状態を把握するための調査を実施予定。
（H24.2～有識者による調査内容等の検討。4月以降調査表の配布・回収・集計。7月をメドに調査結果報告。）
- ④ 子どもの発育状況やストレス状況等の調査研究を実施予定。
- ⑤ 子どもを支援する専門職の研修や巡回相談等被災した子どもの心の支援に関する自治体の取組を支援。

-7-

2-5 原発事故避難者の帰還支援

- 警戒区域等の見直しに併せ、避難者の帰還の支援を行う。
- さまざまな課題について政府内での一元的な検討と県・市町村との連携が必要。

■福島県民の避難の状況

- ・ 避難指示区域からの避難者数……………約11.3万人
- ・ 福島県全体の避難者数……………約16.1万人
 - ・ 福島県内への避難者数……………約9.8万人
 - ・ 福島県外への避難者数……………約6.3万人

■帰還支援に当たっての主要課題

- ① 新たな区域の見直し
- ② 除染
- ③ インフラ等の復旧
- ④ 賠償の方針
- ⑤ 長期避難者支援
- ⑥ 雇用確保、産業振興



■帰還支援策の検討体制

- ・ 関係局長により検討を開始。
- ・ 復興庁、原子力被災者生活支援チーム、警察庁、総務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、国交省、環境省等。
- ・ 県・市町村との協議をすすめる。

-8-

3-1 復興特区制度

- 規制・手続、税制上の特例措置等を内容とする復興推進計画の申請、認定が進んでいるところ。
- 土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画についても、策定に向けた取組が進んでいるところ。
- 4月1日を目途に、民間企業と被災自治体との連携を促進するため企業連携推進室を設置。

① 復興推進計画

復興特区法施行後、13件の復興推進計画の申請があり、これまでに6件について認定を行ったところ。(右図参照)

② 復興整備計画

- ・ 宮城県において2月17日に復興整備協議会が設立され、年度末に向け計画を策定中。
- ・ 岩手県や福島県においても計画の策定に向けた動きが見られるところ。

③ 今後の課題

- ・ 被災地において検討されている先導的プロジェクトの事業化の促進。
- ・ 4月1日を目途に設置する「企業連携推進室」を通じた民間企業・地方公共団体・国の連携の強化。

(参考)復興推進計画の認定状況

(平成24年3月19日現在)

地域	認定日	申請主体	取組の概要
青森	3月2日	青森県・4市町	税制上の特例措置及び工場立地法の特例を活用し、エレクトロニクス、食品等に関する各種産業の集積を通じた生業づくりを目指す
岩手	2月9日	岩手県	医療関係法令の特例を活用し、保健・医療・福祉サービスの向上を目指す
宮城	2月9日	宮城県・34市町村 (七ヶ宿町を除く全て)	税制上の特例措置を活用し、ものづくり産業の集積を目指す
	3月2日	仙台市	税制上の特例措置を活用し、農業関連産業等の集積を目指す
福島	3月16日	福島県	医療機器製造販売業に係る規制の特例を活用し、医療機器関連産業等の集積を目指す
茨城	3月9日	茨城県・13市町村	税制上の特例措置を活用し、自動車をはじめとする各種業種の集積を目指す

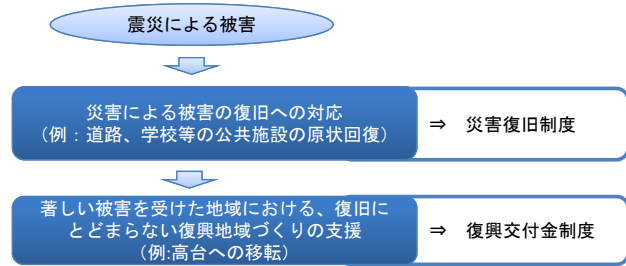
-9-

3-2 復興交付金制度

○復興交付金は3月2日に交付可能額を通知。交付金の活用により、復興地域づくりを支援。

(1) 復興交付金の目的

復興交付金は、津波等による著しい被害を受けた地域が単なる災害復旧にとどまらない、復興のための地域づくりをする上で必要となる事業を幅広く一括化し、被災地の取組みを支援。



(2) 第1回交付可能額通知(3月2日)

① 県別の交付可能額(県別、単位は億円)

第1回提出された交付金事業計画に対して行う交付可能額の通知は各県別に以下のとおり。

		青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	合計
交付可能額	事業費	18.3	957.2	1,436.2	603.3	28.2	8.1	1.8	3,053.2
	国費	15.7	797.6	1,161.5	505.1	21.9	6.1	1.4	2,509.4

(注) 計数は精査の結果、今後変動があり得る。また、端数処理により合計と一致しない場合がある。

② 主な事業

- ・水産・漁港関連施設整備事業(21市町村、約258億円)
- ・防災集団移転促進事業(早期事業着手が見込まれるもの(事業費込)、12市町村、54地区、約5,200戸、約437億円)
- (注) 24年度第1四半期までに事業着手するもの。事業完了は早い地区で25年度を予定
- ・防災集団移転促進事業(その他(調査費)、15市町村、約79億円)
- ・災害公営住宅整備事業(32市町村、約1,356億円)
- (注) 上記のうち24年度までに着工、25年度完成を予定するもの約5,500戸
- ・農地整備事業(16市町村、約52.8億円)
- ・都市防災総合推進事業(調査費等、39市町村、約30.0億円)
- ・市街地液状化対策事業(調査費、6市町村、約7.9億円)
- ・造成宅地滑動崩落対策事業(12市町村、約324.7億円)

-10-

3-3 福島復興に向けた取組

福島復興再生特別措置法案

平成24年2月10日 閣議決定
平成24年3月8日 修正の上、衆議院可決

目的・基本理念・国の責務

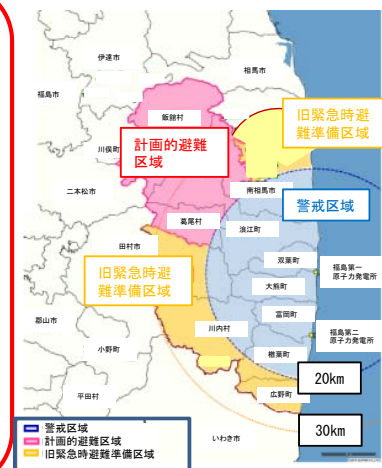
- ・原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生を推進
- ・福島の地方公共団体の自主性・自立性を尊重しつつ、国の責務として総合的な施策を策定、実施

福島復興再生基本方針(閣議決定)

- ・原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
- ・福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等を定めるもの

避難解除等区域の復興及び再生等のための特別の措置

- ・「避難解除等区域復興再生計画」(県の申出により国が決定)
- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域の復興及び再生を推進するための計画
- 計画事項：計画の意義、目標、期間、産業の復興・再生、道路、河川等の公共施設の整備、生活環境の整備等
- ➡ 国による公共施設の工事の代行
- ・国による公共施設の清掃等の生活環境整備事業の実施
- ・課税の特例(避難対象区域内に所在していた事業者について)
 - ① 事業用設備等の特別償却等(解除の日から5年間の即時償却等)
 - ② 被災被用者を雇用している場合の税額控除(確認を受けた日から5年間、給与等支給額の20%を控除：復興特区は10%)
- (注) 地方税法の改正の措置として避難対象区域内の固定資産税の課税免除措置の延長等
- ・公営住宅への入居資格の特例などによる避難者の居住の安定の確保



-11-

放射線による健康上の不安の解消その他の安心して暮らすことのできる生活環境の実現のための措置

- ・健康管理調査、農産品等の放射能濃度の測定、除染等の措置等の迅速な実施、児童等の被ばく放射線量の低減、調査研究の推進、国民の理解の増進、教育機会の確保、医療・福祉の確保など

原子力災害からの産業の復興及び再生

- ・「産業復興再生計画」（県が作成し国が認定）

基本方針に即して、原子力災害により被害を受けた福島県の産業の復興及び再生の推進を図るための計画

計画事項：計画の目標、目標達成のための取組内容、適用する規制・手続の特例の内容と実施主体に関する事項

- ・規制や手続等の特例（福島特例通訳案内士、地域ブランド（商標、品種）の登録料や出願料等の減免、地熱資源開発や流通機能向上に係る許認可等のワンストップ処理等）

- ・東日本復興特区法の課税の特例（*）を含む復興推進計画を福島県の全ての市町村が策定できるようにする措置等（特区法では、東日本大震災により多数の被災者が離職を余儀なくされ、又は生産基盤に著しい被害を受けた地域が対象）

（*）事業用設備等の特別償却等（即時償却の適用期間は2年延長）、被災被用者等の給与支給額の一部の税額控除、研究開発税制、新規立地促進税制等

- ・農林水産業、中小企業の復興・再生、職業の安定、観光の振興など

新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

- ・「重点推進計画」（県が作成し国が認定）

基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用促進、高度医療技術等に関する研究開発拠点の整備その他の新たな産業の創出等に寄与する取組を重点的に推進するための計画

計画事項：計画の区域、目標、期間、目標達成のための取組内容

- ・（独）中小企業基盤整備機構が管理する工場用地の無償譲渡
- ・研究開発の推進、企業立地の促進など

-12-

原子力災害からの福島復興再生協議会

- ・復興大臣、福島県知事その他の国・福島の関係者からなる協議会を組織し、必要な協議を実施

その他（施行後の扱い）

- ・福島県からの新たな規制の特例措置の提案等
- ・本法の施行状況、福島県の復興・再生の状況等を踏まえた検討

（参考）主な福島復興・再生関連予算について

【平成23年度2次・3次補正予算等】

福島県原子力災害等復興基金の創設（3,840億円程度）

- 国際的な医療センター・開発拠点等の整備及び地域医療の再生（文科・厚労・経産省）690億円
- 産業復興企業立地補助（経産省）1,700億円 など

既存の制度等を活用した追加的予算措置による機動的対応（1,500億円程度）

- 再生可能エネルギーの研究開発及び関連施設の整備（経産省）1,000億円の内数 など

福島県原子力被災者・子ども健康管理基金の創設（内閣府）（962億円）

除染の緊急実施（内閣府）（2,179億円）

除染等の実施（環境省）（2,459億円）

【平成24年度当初予算案】※

除染や放射線・健康不安の解消など〔事業費の多くの部分が福島県で実施される〕

- 福島避難解除等区域生活環境整備事業【法律事項】（復興庁）42億円
- 放射能土壌等の除染実施（環境省）3,721億円 など

産業の復興、公共事業など〔事業費は被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される〕

- 東日本大震災復興交付金（復興庁）1兆8,479億円（23年度3次補正含む）
- 公共事業等（復興庁への一括計上分）4,881億円 など

※平成24年度当初予算案の福島復興・再生関連事業は全て東日本大震災復興特別会計に計上。-13-

平成24年3月29日現在

平成24年度予算におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について ①

・現在国会にて審議中の政府予算案であるため、今後事業内容・予算額等の変更がありうる。

事業名	概要	予算額	該当頁
復興教育支援事業 【復興庁(文部科学省)】	被災地における自治体や大学・PTA等の多様な主体による復興に向けた特色ある教育支援の取組に対する支援を行う。	0.55億円	P8
緊急スクールカウンセラー等派遣事業 【復興庁(文部科学省)】	東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を被災地等へ派遣するなど、教育相談体制の整備を図るものである。	約47億円	P9
地域福祉等推進特別支援事業 【厚生労働省】	地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組み、生活不安定者(低所得者層)に対する自立支援の取組みなどにより地域福祉の推進を図る。	セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数	P10

平成24年3月29日現在

平成24年度予算におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について ②

事業名	概要	予算額	該当頁
農と福祉の連携による シニア能力活用モデル 事業 【復興庁(農林水産 省)】	市町村等が仮設住宅入居者等が利用できる農園に おいて、農村高齢者による技術指導の下で被災者の 農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援する事 業であり、市町村を通じてNPO法人等が実施するこ とが可能。	0.1億円	P11
被災者営農継続支援 耕作放棄地活用事業 【復興庁(農林水産 省)】	被災を免れた農地や避難先等において荒廃した耕 作放棄地を活用し営農活動を再開する被災農家又 は農業者等の組織する団体等(NPO法人を含む)の 取組を支援	4億円	P12～13
東日本大震災復興 ソーシャルビジネス創 出促進事業 【復興庁(経済産業 省)】	先進的なソーシャルビジネス事業者のノウハウの移 転等により、被災地における新しい産業・雇用の創出 主体となりうるソーシャルビジネスの創出や事業基盤 の強化を推進し、被災地の早期の復興及び地域経 済の活性化を図る。	2億円	P14

平成24年度予算におけるNPO等が活用可能な 政府の財政支援について ③

事業名	概要	予算額	該当頁
「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業 【復興庁(国土交通省)】	「新しい公共」の担い手による地域づくりの「事業型」活動について、コンテスト・助言指導を行う広域中間支援組織を募集・選定し、新しいビジネスモデルとなり得る事業のアイデアを「見つけ」て成功するビジネスモデルとなるよう「育てる」しくみの構築を図る。	0.5億円	P15
地域生物多様性保全活動支援事業 【環境省】	生物多様性保全の取組を公募により選定し、当該地域において必要な調査・検討を行うとともに、それぞれの対策に関する法律に基づく計画等の作成を支援。 様々な対策を集中的かつ総合的に取り入れ、生物多様性保全に関する先進的かつ効果的な取組を実証事業として実施して、今後、各地において生物多様性の保全活動を推進。 地域における多様な主体の連携・協働を促進するため、地域住民、NPO、事業者、地方公共団体等により構成される地域生物多様性協議会による地域の生物多様性保全・再生活動の実施に係る費用の一部を本事業において支援。	2.1億円	P16

平成24年3月29日現在

NPO等が活用可能な政府の財政支援について ①

※ 平成23年度予算のものであるが、基金等により現在も申請可能なもの

事業名	概要	予算額	該当頁
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業 【内閣府】	「新しい公共」の担い手となるNPO等の自立的な活動を後押しする事業であり、被災者支援のための拠点整備、被災者支援活動、復興に向けたまちづくりなど、都道府県に設置された基金による幅広い支援活動が可能。(今後の募集は、基金の残額次第)	8.8億円	P17
雇用復興推進事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業) 【厚生労働省】	都道府県に造成した基金を活用し、被災地で安定的な雇用を創出するため、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。	1,510億円の内数	P18
被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業 【厚生労働省】	社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置し、被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災自治体や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。	各都道府県に造成されている「緊急雇用創出事業臨時特例基金」に事業に係る経費を積み増し。	P19

平成24年3月29日現在

NPO等が活用可能な政府の財政支援について ②

※ 平成23年度予算のものであるが、基金等により現在も申請可能なもの

事業名	概要	予算額	該当頁
社会的包摂・「絆」再生事業 (地域コミュニティ復興支援事業分) 【厚生労働省】	東日本大震災等の影響により弱体化した地域のコミュニティを再構築し、地域で孤立する恐れがある者に対する生活相談や居場所づくり等の支援を面的に行う。	202億円 の一部	P20

NPO等が活用可能な政府の財政支援に係る問い合わせ先

ご質問等がある場合は、復興庁の下記までご連絡願います。

・ボランティア・公益的民間連携班(03-5545-7480)

・予算会計班(03-5545-7370)

事業名	府省名 (予算執行府省)	部署名 (予算執行府省)	連絡先 (予算執行府省)
復興教育支援事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局教育課程課)	(03-6734-2425)
緊急スクールカウンセラー等派遣事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(文部科学省)	(初等中等教育局児童生徒課)	(03-6734-3299)
地域福祉等推進特別支援事業	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2859)
農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(経営局就農・女性課)	(03-3502-6600)
被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(農林水産省)	(農村振興局農村計画課耕作放棄地活用推進室)	(03-6744-2442)

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(経済産業省)	(地域経済産業グループ立地環境整備課)	(03-3501-0645)
「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業	国土交通省	国土政策局地方振興課	03-5253-8404
観光地域づくりプラットフォーム支援事業(復旧・復興枠)	復興庁	予算会計班	03-5545-7370
	(国土交通省)	(観光庁観光地域振興課)	(03-5253-8111(内線27-706))
地域生物多様性保全活動支援事業	環境省	自然環境局自然環境計画課生物多様性施策推進室	03-5521-8150
新しい公共支援事業のうち、新しい公共の場づくりのためのモデル事業	内閣府	政策統括官(経済社会システム担当)付参事官(社会基盤担当)	03-3581-0511
雇用復興推進事業(生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)	厚生労働省	職業安定局地域雇用対策室	03-5253-1111(内線5846)
被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業	厚生労働省	社会・援護局保護課	03-5253-1111(内線2834)
社会的包摂・「絆」再生事業(地域コミュニティ復興支援事業分)	厚生労働省	社会・援護局地域福祉課	03-5253-1111(内線2859)

復興教育支援事業

(平成23年度3次補正予算額 295百万円)
平成24年度予算額(案) 55百万円
うち復興特別会計計上分 55百万円

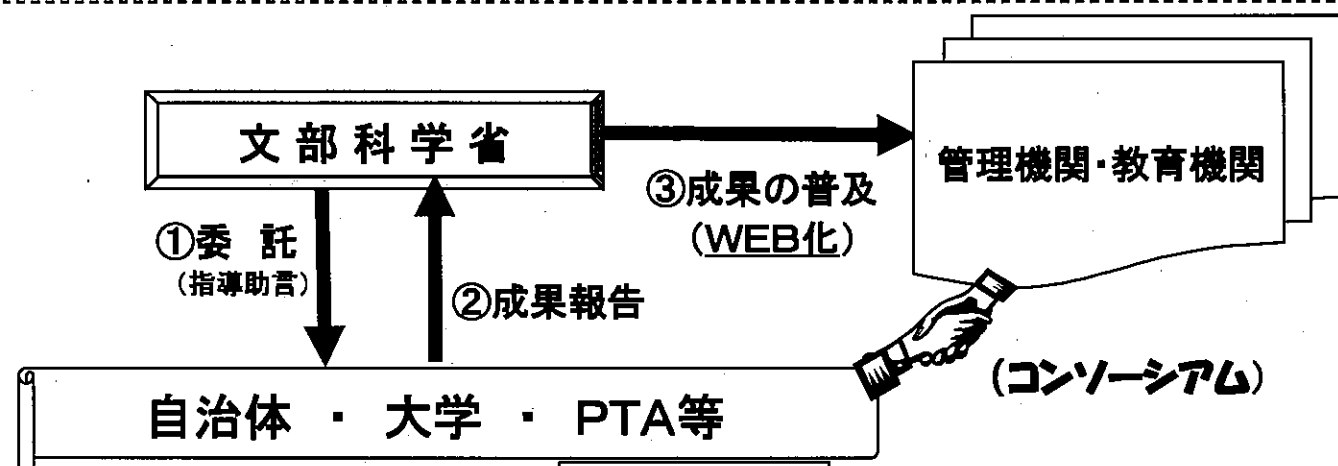
被災地では、自治体のみならず、大学・PTA等の多様な主体が積極的に教育支援を行っている。これらの取組は皆で助け合うことの重要性を再認識する等教育上多くの効果をもたらしている。

そこで、被災地における多様な主体による特色ある教育支援の取組や、今後必要となるカリキュラムや教育プログラムの作成を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

【事業内容】

復興に向けた教育支援活動を展開する自治体や大学・PTA等又はこれらのコンソーシアムが行う取組を支援するとともに、これらの取組成果を広報することにより、被災地以外も含めた教育の参考に資する。

- ・団体委託費
- ・WEB経費等事務費



東日本大震災の教訓を踏まえ、被災地の復興とともに、我が国全体が希望を持って、未来に向かって前進していけるようにするための教育。

【具体の取組例】

- ①社会を生き抜く力の養成
 - 震災体験や科学的知見を踏まえた防災教育の推進
 - 避難所生活等を踏まえた思いやり、助け合いなど心の教育の推進
- ②絆づくりとコミュニティーの再構築
 - 地域の様々なコミュニティー(公共機関、農林水産団体等)の復興への動きと連動した地域学習の推進
- ③未来への飛躍
 - 地域の復興に貢献し自らの生き方を考えるキャリア教育、市民教育の推進
- ④学びのセーフティネット
 - 震災の影響により学習が遅れがちとなった児童生徒への個に応じた授業の推進や体験活動の実施
 - 子どもの安心安全などについて保護者等への相談・カウンセリングの推進

緊急スクールカウンセラー等派遣事業

平成23年度1次補正予算額 : 3,015百万円

平成23年度3次補正予算額 : 351百万円

平成24年度予算額(案) : 4,702百万円【復興特別会計計上額】

東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復旧支援、福祉機関関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成23年度補正予算において、スクールカウンセラー等を緊急派遣する経費を措置したところ。

これらの支援について、被災地の自治体からは平成24年度以降についても引き続き支援を要望されていることから、被災した幼児児童生徒・教職員等に対する切れ目ない心のケアや必要な支援を措置するとともに、新たに電話相談体制の整備に係る経費を計上する。



心のケアの対応

- ・スクールカウンセラーの派遣
臨床心理士 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の派遣
相談業務経験者、教育・福祉分野の専門的知識を有する者 等
- ・電話相談体制の整備

障害のある子どもへの支援

- ・外部専門家の派遣
作業療法士(OT)・理学療法士(PT)・言語聴覚士(ST)・児童精神科医 等

進路指導・就職支援

- ・緊急進路指導員の派遣
若年者の就職支援の経験を有する者、地域産業界の事情に精通する者 等
このほか、被災した高校生が首都圏で就職活動を行うための支援を実施

生徒指導体制の強化

- ・生徒指導の経験豊富な者の配置
生徒指導体制を強化するため、生徒指導に関する知識・経験豊富なアドバイザー等の配置 等

地域福祉等推進特別支援事業について

(平成24年度：セーフティネット支援対策等事業費補助金237億円の内数)

- 本事業は、地域社会における今日的課題の解決をめざす先駆的・試行的取り組み、支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化する取組み、生活不安定者（低所得者層）に対する自立支援の取組みなどにより地域福祉の推進を図る。

① 地域福祉等推進（ボランティア分野も含む。）のための先駆的・試行的取り組みに対する補助

ア 実施主体

- ・ 都道府県・指定都市・市区町村（委託可）
- ・ 都道府県・指定都市・市区町村が適当と認める団体（社会福祉法人、特定非営利活動法人等）

イ 補助率

国1／2、都道府県（指定都市、市区町村）1／2

(参 考)

<イメージ例>

- ・ 災害時の要援護者支援に向けた取り組み
- ・ 学童の通学安全確保のための地域の取り組み
- ・ 企業・大学・研究機関等と連携した地域再生の取り組み
- ・ 孤立死、徘徊等の予防に向けた取り組み
- ・ 団塊の世代など退職者の地域福祉活動促進に向けた取り組み

② 地域において支援を必要とする人々に対する福祉活動を活性化するため、地域福祉活動を調整する者の設置や拠点づくり・見守り活動等へ補助。

生活不安定者（低所得者層）に対する自立支援の取組みに対する補助。

ア 実施主体

市区町村（委託可）

イ 補助率

国1／2、都道府県1／4、市区町村1／4

**女性・高齢者等活動支援事業のうち
農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業**

【平成24年度概算決定額（復旧・復興対策分）：12,531千円】

【うち復興庁計上分：12,531千円】

対策のポイント

仮設住宅入居者等が利用できる農園において、農村高齢者による技術指導の下で被災者の農作業を通じた心身のケアを行う取組を支援します。

<背景／課題>

- ・被災地の復興に向けて、農業の高付加価値化など地域の雇用と所得を創出する農業に再構築する上で、経験、知識、技術が豊富で地域農業を支えてきた農村高齢者の能力を活かせる場づくりが重要です。
- ・一方、仮設住宅に入居する社会的弱者等の孤立が懸念される中で、農業の有する健康増進、癒しなどの福祉機能が着目されており、農と福祉の連携を促進して、これを新たなコミュニティの形成や地域づくりに活かすことが求められています。

政策目標

農と福祉の連携促進による新たな営農・雇用形態の創出

<主な内容>

被災地において、仮設住宅入居者等が参加して行う農園活動の実施や、技術・経験等の豊富な農村高齢者等が技術指導を行うモデル的な取組を支援します。

- 支援の取組内容
 - ・ 高齢者等が農作業をしやすい営農環境の整備
 - ・ 農園の実践活動
 - ・ 農村高齢者による農業技術指導の実施
- 地区当たりの助成額 約420万円以内

〔 補助率：定額
事業実施主体：市町村等 〕

[問い合わせ先：経営局就農・女性課(03-3502-6600(直))]

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【復旧・復興対策分 401 百万円】

【うち復興庁計上分 401 百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

耕作放棄地を活用し営農活動の再開に取り組む被災農家等への支援を継続

<主な内容>

被災農家等が荒廃した耕作放棄地を再生した農地で営農活動を再開するまでの一連の取組に対し支援を行います。被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象とします。

1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木等の除去、深耕、整地等）、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額（雑草・雑木等の除去 5 万円/10a 等）で支援します。

2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します（補助率 1/2 以内等）。

3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

〔補助率：定額（雑草・雑木等の除去 5 万円/10a 等）、1/2 以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 （03-6744-2442（直））]

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

H24事業費(当初) 4.0億円
(うち国費4.0億円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)



土づくり

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。

耕作放棄地対策協議会



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
- ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)

東日本大震災復興ソーシャルビジネス創出促進事業

【復興】

2. 0億円（新規）

地域経済産業グループ 立地環境整備課
03-3501-0645

事業の内容

事業の概要・目的

- 東日本大震災の被災地において、復興が進むにつれて被災者の支援ニーズが多様化し、行政に加えて、企業やNPO等の多様な主体による継続的かつ、きめ細かい対応が必要です。
- さらに、今後は被災地による取組の自立化の促進や被災地以外での被災地支援の取組も併せて推進することも重要です。
- 被災地における様々な社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（SB）を振興するため、被災地におけるSBのノウハウ移転や新規事業創出支援、成果の普及啓発等を補助します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

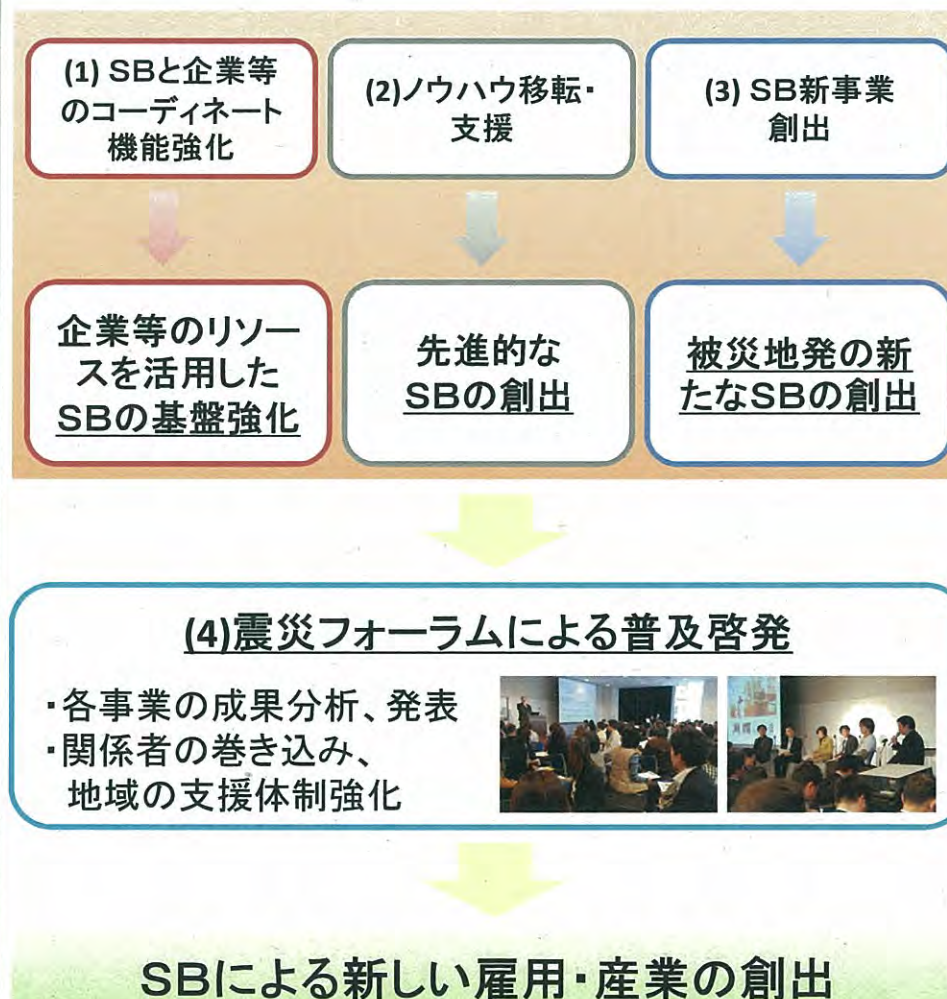
国

補助
(10/10、2/3)

民間団体等

事業イメージ

経済産業省



「新しい公共」の担い手による地域づくり推進経費

(1) コミュニティファンド等を活用した「新しい公共」活動環境整備等検討調査

- 全国での個別地域金融機関と活動主体の情報交換の場の設定
- 各地方整備局等による現地調査、ヒアリング等の実施



活動の担い手の視点から活動環境整備のための課題を抽出

活動環境整備に向けた国の施策のあり方等について検討

(2) 連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討調査

H23

活動主体に対する資金的支援や非資金的支援のあり方に関する検討

H24

連携体制の構築と地域内資金循環を支える仕組みにおける各主体の連携のあり方に関する検討
制度検討のための関係府省及び関係主体(地域金融機関、広域中間支援組織など)による連携体制の構築

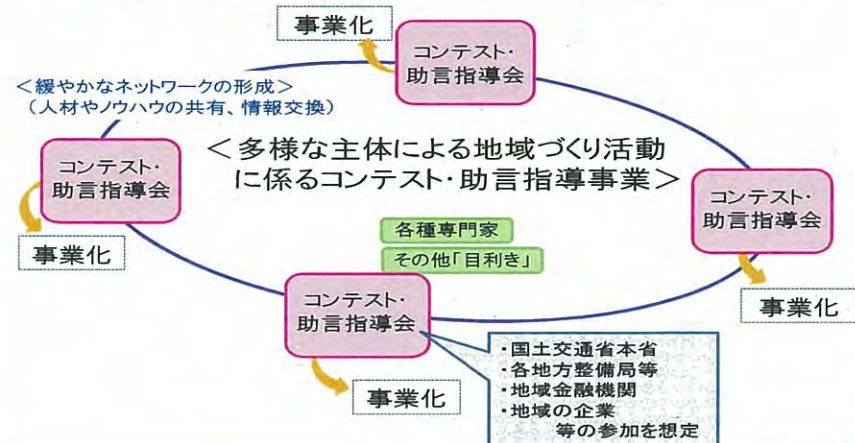
H25

地域内資金循環を支える仕組みに関する基本的枠組みの検討
基本的枠組みの構築に向けた、関連省庁とも連携した基礎的な調査の実施と基本的枠組みの提案

(3) 「新しい公共」による地域づくり活動に係るコンテスト・助言指導事業

「事業型」で実施できる可能性のある「新しい公共」の考え方による地域づくり活動を、「見つけ」て「育てる」ための取り組みとして、コンテスト・助言指導事業を全国各ブロックで実施。

→自立の支援とビジネスモデルの発掘



地域生物多様性保全活動支援事業

国土レベルの生物多様性の課題

希少野生動植物種の保存



野生鳥獣の保護管理



外来生物対策



重要地域の保全・再生



地域の多様な主体による生物多様性の保全活動の推進

生物多様性保全計画策定事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等の策定
※生物多様性保全活動促進法
(H23秋施行)分を強化

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等の策定主体

地域生物多様性保全実証事業 (委託費)

生物多様性保全に関する法律に基づく法定計画等に位置づけられた活動

地方公共団体、NGO・NPO、事業者、協議会など、法定計画等に位置づけられた実施主体

地域生物多様性保全補助事業 (交付金：国費1/2以内)

地域の多様な主体の連携・協働による地域の生物多様性保全・再生活動

地域住民、NPO・NGO、事業者、地方公共団体などにより構成される地域生物多様性協議会

新しい公共支援事業交付金（内閣府経済社会システム担当統括官）

平成23年度三次補正予算案額 8. 8億円

復興基本方針

5（4）④（ii）

「新しい公共」の担い手が被災地で取り組む支援拠点の整備、まちづくり支援などに対し、「新しい公共支援事業」等を通じた支援を行うとともに、「新しい公共」推進会議の提案を踏まえた取組みを推進することにより、NPO、国際協力分野のNGO、地元企業、地縁組織等の多様な主体が主導する「新しい公共」による被災地域の復興を促進する。

事業概要・目的

○被災地では、あらゆる分野の課題が山積しています。また、被災地以外でも、避難者の生活支援のような、行政だけでは対応しにくい課題が存在します。このような状況においては、NPO等の「新しい公共」の担い手を中心となって、震災により生じた諸課題の解決に取り組むことが必要です。

このため、新しい公共支援事業基金を積み増し、被災地域等において、「新しい公共」の担い手による活動支援拠点の構築、被災者支援、地域復興などの取組みを支援します。

※新しい公共支援事業は、「新しい公共」の拡大と定着を図るため、NPO等の活動基盤整備やモデル的取組への支援により、担い手となるNPO等の自立的活動を後押しする事業です。

事業イメージ・具体例

本事業で実施可能な事業の例

①活動支援拠点の構築

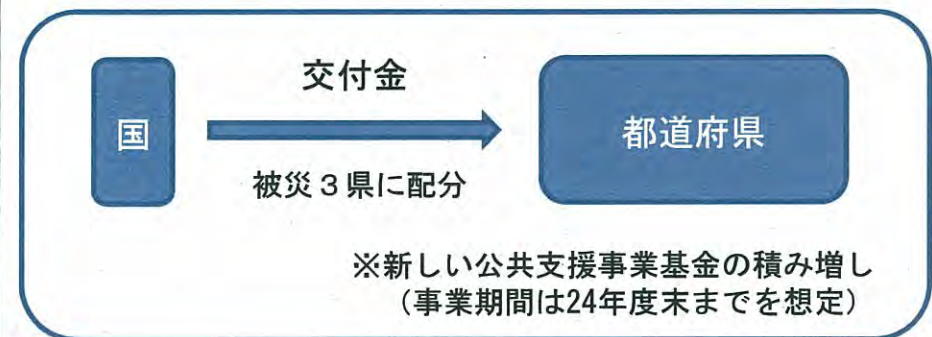
ボランティア調整、まちづくりのための合意形成（熟議のプロセス）、情報の一元化・発信 等

②被災者支援活動

仮設住宅でのコミュニティ形成支援、交通弱者対策（カーシェアリング）、生活支援（買い物代行） 等

③地域復興のための活動

まちづくり（防災対策・生活環境整備）、地域活力再生（地場産業再生・復興イベント）、伝統文化振興 等



生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業の概要

趣 旨

【事業の規模】 1,510億円の内数

- 被災地で安定的な雇用を創出するため、生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援する。具体的には、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の積極的な活用、地域に根ざした働き方など、雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を、民間企業・NPO等に委託して実施する。

事業の概要

【実施可能地域】 被災県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、長野、新潟、栃木、千葉）

※被災県の災害救助法適用地域で事業を実施

【実施主体】 都道府県又は市町村が民間企業、NPO等に委託して実施

【事業実施期間】 平成27年度末まで（平成24年度末までに事業開始した場合に3年間支援）

【対象者】 被災求職者（被災県の災害救助法適用地域に所在する事業所を離職した失業者又は当該地域に居住していた求職者）

【雇用形態】 雇用期間は原則1年以上とし、更新を可能とする

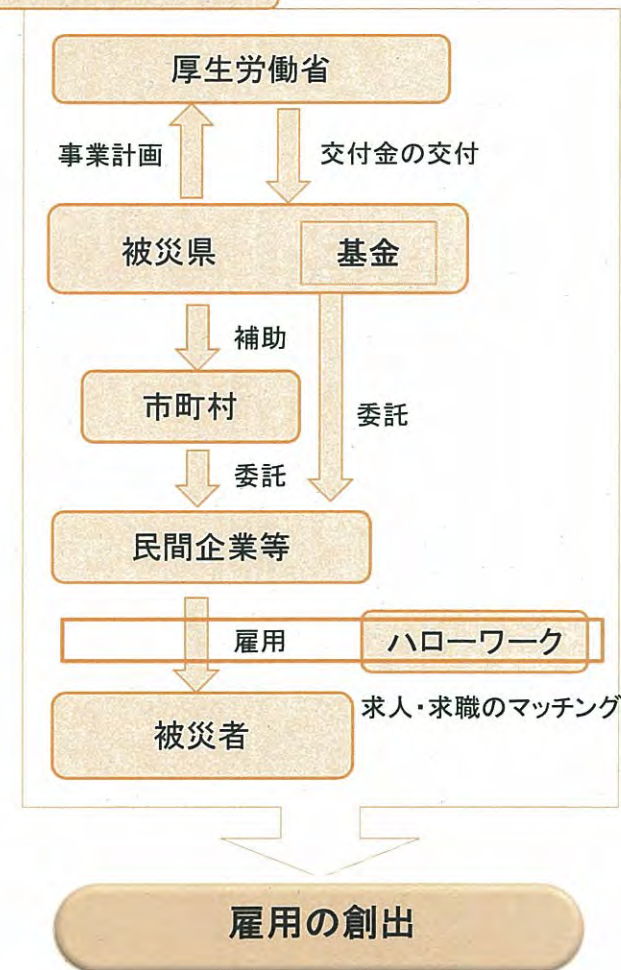
（注）委託期間終了後も事業を継続し、正規雇用化に努める

【事業の採択】 雇用面でのモデル性がある事業かどうかの判断は、以下などを目安として、自治体が総合的に判断する。事業選定等に当たっては、適宜しごと協議会等を活用する。

- 事業内容が地域の特性を活かしたものであり、若者・女性・高齢者・障害者のそれぞれの能力や経験を活かせるものとなっているか
- 若者・女性・高齢者・障害者を多数雇用しているか、働きやすい環境（就労形態、ユニバーサルデザイン 等）となっているか 等

【その他】 委託費に占める新規に雇用された失業者の人件費割合が1/2以上

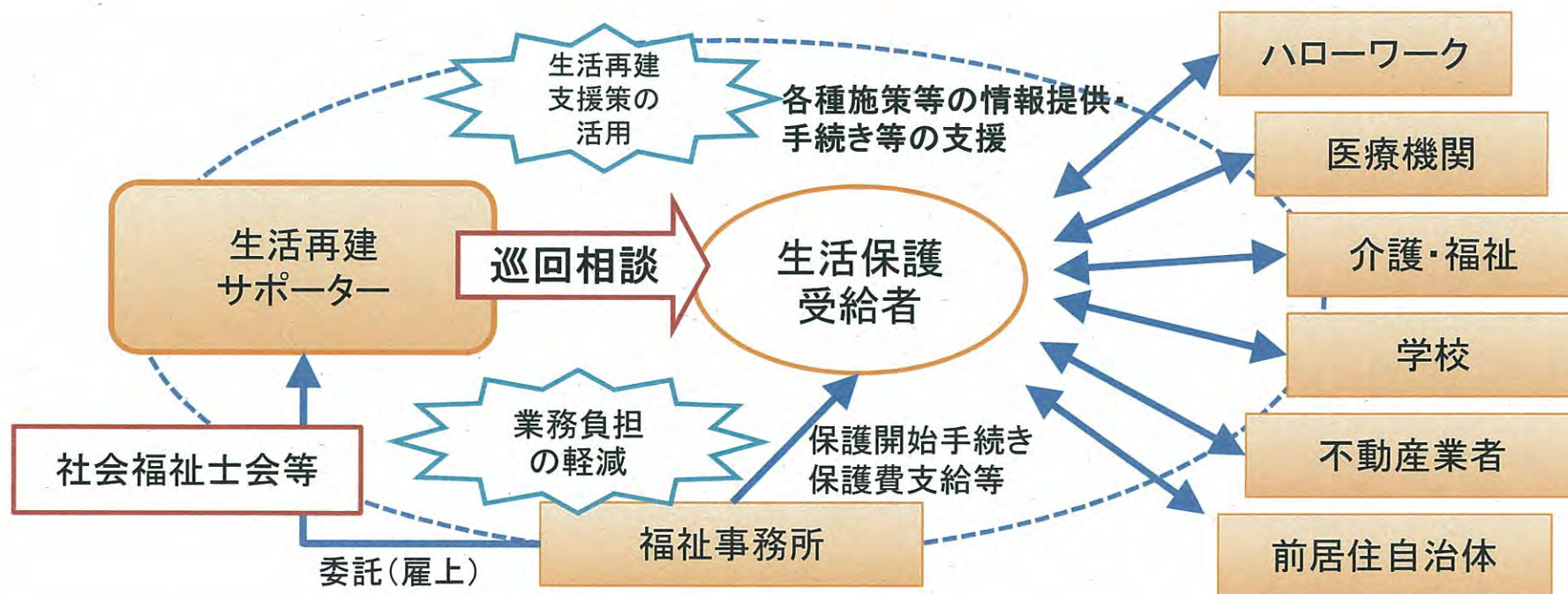
事業スキーム



被災生活保護受給者等に対する生活再建サポート事業の概要

- 生活保護受給者は、もともと社会的なつながりが希薄な者が多く、被災し、生活基盤の多くを失った中で、生活を再建していくためには、個別支援が必要不可欠。
- 特に、遠隔地に避難している場合は、地縁等もない中で日常生活全般にわたって様々な生活再建の支援が必要。
- 各自治体では、受給者が急増する中で業務負担が増大しており、ケースワーカーが十分な支援を行うことは困難。

- 社会福祉士会等への委託により、被災生活保護受給者に対する巡回相談を行い、各種の施策の活用を支援する「生活再建サポーター」を配置。
- 被災生活保護受給者の早期の生活再建と、被災地や被災者を多く受け入れている自治体の業務負担の軽減を図る。



地域コミュニティ復興支援事業

(社会的包摂・「絆」再生事業の一部)

高齢者、障害者や離職を余儀なくされた若年層などが地域とのつながりを持続することができるよう、次の取り組みを柱として一体的に実施し、地域内の面的支援を行い、地域コミュニティの復興支援を図る。(県外避難者への支援も対象)

- ①住民のニーズ把握、総合相談及び交流場所などのサービス提供 ②見守り等の支援体制の構築 ③関係者間の総合調整

